

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1020010	住宅地及び商用地に隣接する農業継続困難な農地の有効活用事業	農業振興地域の整備に関する法律 土地改良法 農地法	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。国営土地改良事業の事業完了公告の日から起算して8年以内に、その事業の施行地域内の土地において、受益者が、本来の目的外の用途のための所有権の移転等をした場合又は自ら本来の目的外の用途に使用した場合にあっては、国、都道府県又は市町村は、その者から特別徴収金を徴収することができる。		住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていただきたい。	三沢市堀口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農業の散布や早朝の農作業による騒音及び農業機械の走行による交通渋滞が住環境に影響を与え、周辺住民と軋轢が発生し農業を持続することが非常に困難な状況であり、将来に亘って耕作が困難な状況は改善の見込みは無い。また、当該交通渋滞の発生する市道は市の幹線となる主要な道路で、飲食店や商業施設が立ち並び隣町と市街地を結ぶ路線として重要な役割を果たす市道であり、交通量も増加している。そのような状況から、農地の所有者から、土地の有効利用を目的とした、複数の商業施設立地が計画された。この計画の実現により、震災により被災した1次産業従事者を元として、雇用の場の拡大や、被災農業者の商品販売の強化にも繋がり、市には各種の税収や地域への経済効果が見込まれ、市全体が活性化される。さらに、当該地区の利便性を活かして商業施設を集中させることにより、郊外型店舗の点状による一団の農地の分割といった弊害を防止できる。 市に対してこの計画を実現するため、土地利用計画の見直し等の要望が提出されたが、当該地区の農地は、農業振興地域の農用地域内農地のため商業施設建設のための転用が困難であり、また、仮に転用できる場合であったとしても、国営土地改良事業(平成18年度完了)の受益地のため、事業完了後8年以内の農地転用は特別徴収金の徴収の規制があり、開発が出来ない状況である。 よって、農業を続けることも農地転用による開発も出来ない環境にある特殊な農地は、農地法や土地改良法の適用を除外し、市全体の活性化につながる商業施設建設については農地転用を可能にするとともに、転用した場合の特別徴収金の徴収を不要とし、開発を容易に出来るような対応を求める。	C	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。 土地改良事業実施後の農地については、事業の投資効果が確保されるようにするため、事業完了後一定期間からの除外が過大なものでないことであるが、仮にその受益者が事業の目的外に使用されることとなった場合には、国営土地改良事業として公費を私有財産たる農用地の効用の増加のために投下していることから、本来の支出目的が損なわれることとなる。このため、目的外使用となった受益地に突き下された国や都道府県、市町村の公費を回収する特別徴収金制度が設けられているものである。こうした制度の趣旨を損なうこととなるため、御提案を受け入れることは困難である。なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画に位置付けられた施設等については、地域における優良農地の保全と効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画に基づくものであることから、公益性が特に高いと認められる施設として農用地区域の変更が認められ、農地転用が可能となる場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	特別徴収金制度の規制に関しては、摘要除外が困難なことは充分理解した上で、特別徴収金制度は、要請対象外とさせていただきます。 しかしながら、当該農地は、市街地の発展を阻害している状況にあり、以下の事項も考慮いただき、再度検討を願います。 現在、当該農地は、開発が不可能なため、転用が容易な郊外の農地へ開発が広がり、郊外の農地が縮小されつつある状況です。当該農地の法規制の緩和をすることにより、郊外農地の乱開発を予防することができることから、一律に規制するのではなく、地区の状況を考慮して、農地法や農振法、土地改良法の条件を緩和し、農地以外での使用も出来るような対応を求めます。		三沢市	青森県	農林水産省	
1020020	米生産数量目標の配分における有機栽培米生産分の優先配分について	米穀の需給調整実施要領第2の2	米の生産数量目標は、需要に応じた生産に誘導する観点から、有機栽培米等を含む主産用米の需要実績に基づいて配分しているところ。		米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けて生産希望に見合った生産目標配分とする。	有機栽培米については、地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全に貢献するものの、慣行栽培米に比べて収穫量が不安定で減収する事例が多いため取組面積は伸びず、消費者の需要に応えられないが実情である。 また、現在のところ、米の生産数量目標の配分に当たっては、栽培方法に関係なく、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されている。 このことから、有機栽培の生産拡大を図るため、有機栽培米については、生産希望に見合った生産目標の配分とし、生産調整の特外として都道府県に配分し、都道府県からは、有機農業の推進体制や推進方針が整備されている市町村分に限り配分する。	C	1 米の生産数量目標の都道府県別の配分に当たっては、需要に見合った生産へと誘導することを大原則とし、平成16年以降、需要実績に基づく都道府県別配分を実施しているところ。 2 都道府県、市町村等の地域内で話し合っていた上で、配分された生産数量目標の範囲内において、有機農業を推進する観点から、有機栽培米の生産目標を自由に設定することが可能です。			山形県	山形県	農林水産省		
1020030	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1号ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーンにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けすることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農環境を維持する土地利用を展開するものである。 現在、富農組織が新たな特産品づくりとして「ハーブ」を生産し、商品開発を始めている。ゾーン①下石野地域を農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のため「バイオ燃料施設(農業循環型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、産業・雇用の場の衰退、三木鉄道の廃線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい地区構想」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下石野地域では、市が廃線となった三木鉄道線跡地の遊歩道整備に苦工し、併せて、地元「花の基地」で地域ボランティアと協働でハーブ育苗を始め、遊歩道沿いに植栽する「ハーブロード」化を進めており、「ハーブ」による三木市の西の玄関口にぎわいづくり実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農振法第13条第2項において規定されている。このうち、同項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」と必要とあるか、その規模が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可や都市計画の開発許可の発給を前提とする必要がある。御提案のように「別所ふれあい地区」土地利用構想として住宅地等のエリアなどとした区域に限定して、農用地区域の変更を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地域内の土地を農用地等以外の用途とするこの妥当性、実現性等の判断ができなくなれば、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画に位置付けられた施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われており、一定の場合には、当該市街化区域に編入するための区域区分の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保へ支障を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングより必要面積に留めた土地利用計画である。農用地に隣接し農園道の多様な土地利用により農業の担い手確保や農業所得のアップを図ることで、安定した農業の確立をめざしている。貴職ご指摘の条例や都市計画法に基づく区域区分の変更による手法では旧三木鉄道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農村地域の活力を促進するためには特区での対応が必要不可欠と考えます。提案は、具体性及び実行性を備えるものであり、採択に向けての解決法について具体的にご指摘願います。		三木市	兵庫県	農林水産省	
1020040	①株式会社の農地所有を可能とすること。	農地法第3条第1項及び第2項	法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件を満たし、農業委員会等の許可を受けなければならないところ。		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 ①[株式会社への参入] ⇒実施理由: 抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開ができる投資環境が必要と考えます。直接的に経営に関わることで迅速で効果的な農業復興展開が可能となると考えます。	①[株式会社への参入] ⇒実施理由: 抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開ができる投資環境が必要と考えます。直接的に経営に関わることで迅速で効果的な農業復興展開が可能となると考えます。	C	農地の所有権については、所有者が絶対的な管理・処分権限を持つことから、ひとたび権利の移転がなされると、耕作放棄等の不適切な利用がなされた場合において、元の所有者に所有権を戻す等の原状回復を図るための措置を講じることが困難である。 そのため、農地の所有権の取得については、農業をその生活又は事業の主軸とした者に限ることとし、法人については、このことを客観的・外形的に判定する基準として農業生産法人制度を設けているところ。 なお、平成21年の農地法改正により、 ① 農地の賃借については、農業生産法人要件を課さず、株式会社等の主体であっても自由に参入できるよう措置(改正農地法施行後約1年半で、約500法人が新たに参入)するとともに、 ② 農地の賃借期間についても民法の特例として50年の賃借借を可能としたところであり、株式会社が長期的かつ安定的に農地を利用できるよう措置しているところ。		パソナグループ シャドール キャビネット 復興支援省	株式会社パソナグループ	東京都	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

1020050	農地法等(2) 農業用途を条件に転用許可不要	農地法4、5条 (農地法施行規則第32条第1号) 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要であるが、当該農地(2a未満のものに限る。)を耕作の事業を行う者自身の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合においては許可が不要。	復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 ②[農地転用の拡大] 現在、転用許可不要の農地法施行規則第32条第1号以外に、農業用途を前提にした施設についても転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植木工場で安定的に農作物を生産し、加工、販売まで可能な6次産業化につながるものを対象します。 ⇒実施理由：被災地における最大の課題は雇用問題です。その雇創を創るのは産業です。東北の産地で大きな割合を占める農業の分野で産業復興のための一助として本要望が実現することで、「安定的な生産＝安定的な収入」「付加価値の高い農業展開」「多くの雇用創出」につながると考えます。		C	—	農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、案件ごとに、周辺の富農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があり、御提案のような植木工場を農地に設置する場合についても、個別具体的に審査を行うことなく、農地転用の許可を不要とすることは困難である。 なお、自らの農地に2アール未満の農業用施設を設置する場合にあつては、当該施設が自らの農業の振興に資する施設であること、転用の面積の規模が小さく、周辺農地の富農に支障を及ぼすことが少ないことから、農地転用の許可を不要としているところである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	回答いただいた「2アール未満の農業用施設を設置する場合」について、その広さについて、5アール未満に緩和いただきたい。植木工場の実状について農林水産省・経済産業省の視察より、5アール以上が5割を超える実績があることや生産だけでなく加工や販売の施設も含めた6次産業にも繋がる施設の広がり促進するために再検討いただきたいと存じます。	パソナグループ シャドロー キャビネット 復興支援省	1 0 3 2 0 5 0	株式会社パソナグループ	東京都	農林水産省
1020060	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」	当該提案に対して規制をかける制度は、文科省が所管している。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	E	—	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協会の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。 (提案理由) これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討報告書」(平成19年5月31日))を踏まえ、文科省では、獣医関係部局の新増設、入学定員増について抑制方針をとっている。 しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文科省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等についても必要」とも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、O1Eからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。 このため、文科省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文科省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文科省よりいただいているところである。したがって、文科省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、備在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせ、四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協会の提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。	当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文科省が判断すべき事項である。 平成18年度に開催した「獣医師の需給に関する検討会」においては、獣医師の需給は診療回数の増減等の前提条件により変化するが、産業動物分野の診療に関して、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと等が指摘されている。 このため、需給データ等を文科省に提供するとともに、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文科省に対して配慮をお願いしているところである。 また、現在、都道府県において、獣医療を提供する体制の整備を図るため、産業動物獣医師の確保目標や目標達成のための方策等を盛り込んだ都道府県計画を作成しているところであり、今後これらのデータについても取りまとめの上、文科省に提供して参りたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	各都道府県で作成中の産業動物獣医師の確保目標や目標達成の方策を盛り込んだ都道府県計画を元にデータが取りまとめられる時期はいつ頃を想定しているかご教示いただきたい。	1 0 3 3 0 1 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文科省 農林水産省
1020070	農業振興地域整備計画の変更の要件緩和並びに、優良農地の転用に係る規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第4条 同施行令第11条	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の要件は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	一定の地域においての農業振興地域整備計画変更要件の緩和及び手続きの簡素化、並びに農地の優良農地の転用を可能とする要件緩和を行い、地元の見解を最大限反映した農と都市の複合的で理想的なまちづくりを実現する。	C	—	朝来市総合計画で位置付けている複合都市ゾーンにおいて、農と都市の複合的で一体的なまちづくりを目指すため、地元(市町村)主導で当該計画を策定した場合は、農業振興地域整備計画の変更に関する農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項による5要件の要件緩和並びに、農地法における優良農地の転用を行う。 具体的には、指定したエリアにおいて、地元(市町村)で策定したエリア区分・道路計画などを先行し、企業、農家、宅地などを誘導するため、現行法で定められている農業振興地域整備計画の変更並びに農地を農地以外のものにする場合の規制について、農振法5要件規制の緩和及び変更手続きの簡素化、並びに優良農地の転用を可能とする緩和を行う。これにより、農地法等の個々の規制にとらわれことなく、地元意見を最大限取り込んだ、農と都市の複合的なまちづくりを可能にする。また、市や地元主導による市街地開発事業なども導入することが出来、より具体的なまちづくりを実現することができる。 提案理由： 国道等の沿道利用のみでは土地利用が不足し、沿道の農地より農地にまで店舗出店が行われようとしている場合、現在のままでは農地でスポット的な乱開発が想定され、今後一体的なまちづくりを考えた場合に、大きな支障となる。このため、地元主導による計画のまちづくりを行い、農と都市の複合的で効果的なまちづくりを推進する。 代替措置： 本特区を設けることにより、農地の縮小が懸念されるが、地元(市町村)主導による土地利用計画を尊重し、農用地区域からの除外地については、具体的な将来計画が示された箇所のみとする。	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。御提案の朝来市総合計画における「複合都市ゾーン」にエリア区分などを行い、企業、農家、宅地などを誘導するため、農用地区域の変更及び農地の転用を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性等の判断がなされないまま開発が進められると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から策定した計画に位置付けられた施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、資市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街地区域と市街地調整区域の区域区分を行わない、いわゆる非線引き都市計画区域であることから、同法第8条第1項第1号に基づく用途地域の指定により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、県又は国の農地転用担当部局との調整が整って用途地域が指定された場合には、市街地の傾向が近い区域内の農用地として、農地転用の許可が可能となる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1 0 3 5 0 1 0	朝来市	兵庫県	農林水産省	
1020080	農地利用集積円滑化事業実施主体を民間開放すること。	農業経営基盤強化促進法第4条3項	このうち、ア ①の農地売買等事業の実施主体については、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることに加え、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定しているところであるが、イ ②の農地所有者代理事業のみを行う実施主体については、自ら農地の権利を取得しないことから、上記に加え、非常勤法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能。	民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める	C	—	(提案内容) 新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。 (提案理由) 新規就農者育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市の役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすべき。 これにより、税制等のメリットを生かして、農地の流動性の促進、新規就農の促進、地域の農業の活性化を図ることが可能。	耕作を目的としない農地の権利取得(所有権、賃借権)については、農地法上、農業者や農業生産法人に対して認められていないが、株式会社が農地の権利を取得せず営利目的で農地のあつせんを行うことは現行制度上も可能。 また、農地利用集積円滑化事業の実施主体に対しては、耕作を目的とする権利取得のみを認めている農地法の例外として、離農等により手放される農地を地域農業の担い手に的確かつ確実に移転させるために、地域の担い手農家に譲り渡すまでの間、中間的に農地に関する権利を保有することを認めているものである。そのため、その対象は、市町村、県・市町村公社、NPOといった非営利の公益性格を有する主体に限定しているところである。 なお、農地の権利を取得せず、担い手への農地の利用集積のみを行うのであれば、上記主体に加え、NPO法人も農地利用集積円滑化団体となることが可能であることから、民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となっている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	「民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となっている」とのことだが、事業の適切な遂行が確保できる団体であれば、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規就農者育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市の役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるよう対応願いたい。	1 0 3 9 0 4 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省
1020090	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	農地法第4条、5条、附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する	C	—	(提案内容) 農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止する。 (提案理由) 地方公共団体が行う許可事務についても、農業会議の諮問手続き等により十分、適正執行は担保されており、国との権限与が不均衡とは考えられない。 優良農地確保は、国と同様に県も重要事項であり、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することには合理性がない	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。 優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。 また、改正農地法の附則第19条第4項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法…の施行の状況を勘案し、…農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、現時点において、御提案を受け入れることは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	・農地転用の許可事務は、全国統一の許可基準によって法定化されているうえに、農業会議の諮問手続きで、許可相当の答申を得たうえで、県は許可している。 ・優良農地の確保は国と同様に県において重要な事項であり、責任を持つて適切に判断を行っているため、国の転用許可権限を県に移譲し、大臣との事前協議制度も廃止したとしても、国と同様の厳格な運用はできると考える。	1 0 3 9 1 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省

